

児童扶養手当の削減に反対する意見書

政府は、母子家庭に支給している児童扶養手当を今年8月から大幅に削減したうえ、来年度の手当額について、今年度の消費者物価や賃金の下落分を反映させて減額する方針である。それだけに止まらず、児童扶養手当法そのものを改定し、来年度から手当削減に踏み込もうとしているのは重大である。

政府案は、「離婚の急増」を理由に、手当の支給開始から5年後に減額することを打ち出している。例外措置として、「3歳未満の子どもがいる場合は、3歳になった翌月から5年を期間としている。

減額幅は、「2分の1に相当する額を越えることができない」とのべ、最大半分まで削減できる道を開いている。

また、「正当な理由がなくて、求職活動をしなかったとき」は、支給を制限するとして、手当の趣旨（第2条）に「自ら進んで自立を図り、家庭の生活安定と向上に努めなければならない」の文言を加えており、母子家庭の『自立』を支給制限の口実にするねらいが見えている。

現在の児童扶養手当は、子どもが18歳まで支払われている。「せめて高校卒業まで支給してほしい」という母子家庭の強い要求で、18歳の誕生日で打ち切られていたものが、1995年度からは誕生日を過ぎても年度末（3月末）まで支給されるようになった。

今回の政府案に盛り込まれた「支給開始から5年後に減額する」という内容は、母子家庭の願いに全く逆らうものであり、その命綱を断ち切ることにもなりかねない。

よって、本市議会は、母子家庭の児童の福祉増進を図るという児童扶養手当の目的とすべての児童は平等であることをうたった児童福祉法の精神にたって、現行の制度の内容を後退させず、拡充することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 9月26日

三鷹市議会議長 吉野博明